

## 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおり。

### 1 件名

令和8年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業

### 2 業務の内容

詳細については、別資料「業務説明資料」のとおり。

### 3 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合は、これに対応すること。

(1) から (8) については、代表事業者となる1社がすべて満たすこと。

また、本業務において発生する本市との契約等は、代表事業者と締結するものとする。

(1) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、次のいずれかの条件の登録がある者。なお、一般競争入札有資格者名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、以下のいずれかの種目において現に申込み中である場合は、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。

ア 「327:電気設備保守 細目A:屋内電気」

イ 「350:その他の委託等 のうち、エネルギー設備の設置又は運用に関する内容\*の記載があること」

\*ESCO 事業、バーチャルパワープラント (VPP) 事業、PPA (電力販売契約) 事業等

ウ 「501:電力・都市ガス 細目A:電力供給」

(2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱 (平成16年4月1日)」の規定による指名停止措置を受けていない者。

(3) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと (本業務を実施する体制に含まれる協力事業者を含む)。

(4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者 (本業務を実施する体制に含まれる協力事業者を含む)

(5) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当していないこと。

(6) 破産法 (平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。

- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続き開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと（更正又は再生の手続き開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）。
- (9) 本事業と類似の事業履行実績（令和 3 年度から令和 7 年度の期間において、「高圧施設の屋上又は屋根における太陽光発電設備等の設備設計及び導入業務」の履行実績が 2 件）を有すること。ただし、実績は本市における事業実績でなくても構わない。また、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構わない。
- (10) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めることができること。
  - ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
  - イ 電気主任技術者（第三種以上）

#### 4 参加に係る手続き

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次の手続きをすること。なお、書類作成の際には、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」から最新の様式をダウンロードして記入し、提出すること。

##### (1) 名簿登録手続き

3（1）の条件を満たしていない者は、次のア又はイの手続きをすること。なお、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合がある。

ア 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから入札参加資格申請を行うこと。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内から PDF 形式でアップロードすることにより提出すること。

イ 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されているが 3（1）のア、イ、ウに登録が認められていない者は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから種目追加申請を行うこと。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内から PDF 形式でアップロードすることにより提出すること。

##### (2) 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加の意向のある代表事業者は、参加意向申出書（様式 1）及び誓約書（様式 2）を提出すること。

###### ア 提出期限

令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時（必着）

###### イ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市庁舎 30 階

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課 担当 能上、佐藤

TEL 045-671-4225

メールアドレス da-ppa@city.yokohama.lg.jp

ウ 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留）

- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
- ・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課（横浜市庁舎30階）において、担当に手渡しすること。

エ 提出部数

1部

(3) 提案資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書を提出したものについて、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向の申出者全員に対して、提案資格確認結果通知書を通知する。併せて、提案資格を満たす者であることを確認した全員にプロポーザル関係書類提出要請書を交付する。

ア 通知日・通知方法

令和8年6月19日（金）午後5時までに、電子メールで送付。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお書面は本市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

本市は上記書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(4) 現地案内の実施

ア 実施場所

磯子区総合庁舎、磯子区磯子土木事務所、資源循環局神奈川事務所、  
消防局西消防署

イ 実施日時

令和8年6月下旬の午前9時から午後5時までの間で事務局が指定し、提案資格確認結果通知書にて通知する。

ウ 受付方法

現地案内を希望する者は、参加意向申出書（様式1）に必要事項を明記する。

エ 留意事項

- ・事務局が許可する場所以外の撮影を禁止する。
- ・現地案内により知り得た情報を、本プロポーザル参加の目的以外に使用することを禁止する。
- ・現地案内の参加人数は、最大5名までとする。
- ・現地案内時における質疑は原則受け付けない。「5 質問書の提出」に基づき

対応する。

## 5 質問書の提出

本事業等の内容について質問のある場合は、次により質問書(様式3)を提出すること。  
質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全員に通知する。

なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要。

### (1) 提出期限

令和8年7月3日(金)午後5時(必着)

※期限後の質問に関しては、一切受け付けないこととする。

### (2) 提出方法

電子メール

### (3) 送付先

4(1)イと同じ

### (4) 回答送付

令和8年7月10日(金)午後5時までに、電子メールで回答。

## 6 提案書の内容

### (1) 提案は、次の項目について行うこと。

また、所定の様式に記載すること。なお、提案内容は「業務説明資料」の内容を踏まえたものであること。

#### ア 技術提案(様式4)

技術提案には、次の(ア)から(カ)までを必須事項として含めること。なお、検討にあたっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・別紙1に記載の各施設の契約電力及び使用予定電力量
- ・別紙2に記載の各施設の設置可能範囲図(ただし、実際の施工に際しては施設管理者と十分な協議を行い決定する)
- ・別途交付する、各施設の単線結線図等の図面及び構造計算書等の資料(提案資格があると認められた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書とともに交付する)
- ・別途交付する、各施設の一年間の電力使用量の30分値(提案資格があると認められた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書とともに交付する)

#### (ア) 実施方針

※提案の基本方針・概要等を記載すること。

※設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

#### (イ) 太陽光発電設備出力、蓄電池容量、設置可否一覧

※各施設における想定設置量(太陽光発電設備定格出力(kW)、パワーコンディショナ定格出力(kW)、蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))を検討すること。

※各施設における太陽光発電設備の設置可否を検討すること。設置不可の場合は理由を記載すること。

※検討において想定した設備仕様を示すこと。

#### (ウ) 発電電力の自家消費量

※各施設における想定自家消費量を検討すること。また、1施設当たりの平均自家消費量を算出・記載すること。なお、平均量を算出する際には、導入可否に関わらず、分母は別紙1の全ての候補施設数とすること。

温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。電力の二酸化炭素排出係数は0.452kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用すること。

(エ) 設備の設置方法

※太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、設置において考慮した条件を記載すること。

なお、設置方法については、防水層に穴を開けない方法又は穴を開ける場合は防水施工業者等により防水補修する方法を採用すること。また、運転期間中において本市が防水改修を実施する可能性があるため、極力防水改修に支障のない方法を採用すること。

※想定する設置場所、設置方法における、JIS C8955(2017)に定められている条件による想定荷重（風圧、積雪、地震）と、これらに対する太陽光発電設備の耐荷重を記載すること。

なお、前提とした風速、積雪量、震度等を記載すること。

※太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m<sup>2</sup>、基礎、パネル重量込み）を記載すること。

※想定する蓄電池の設置場所、設置方法、寸法、重量等を記載すること。

※想定する蓄電池の安全性能（第三者認証の有無または準拠規格、搭載する機能等）について記載すること。

※想定する蓄電池の運転モード（充放電の運用方法）を示すこと。なお、蓄電池は原則太陽光発電設備から充電すること。

(オ) 非常時利用の利便性、蓄電池自立出力

a 防災計画に位置付けられた施設について（蓄電池導入必須）

以下の点を含め、非常時の利用方法を提案すること。各出力の定義については別紙4を参照すること。

- ・非常時のシステム構成図
- ・非常時の利用、操作方法（非常用コンセント（設置個数）、非常時に必要な機器の操作等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））

※自立型パワーコンディショナから非常用コンセント等への給電を想定し、蓄電池への充電はここには含めない

- ・自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW）
- ・自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（取出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））
- ・蓄電池を含むすべての自立出力は本事業で新設する非常用コンセント等へ出力すること。また、非常用コンセントの設置場所の詳細については、市及

び施設管理者と協議の上、決定すること。

b 防災計画に位置付けられていない施設について（蓄電池導入任意）

以下の点を含め、非常時の利用方法を提案すること。各出力の定義については別紙4を参照すること。

- ・非常時のシステム構成図
- ・非常時の利用、操作方法（非常用コンセント（設置個数）、非常時に必要な機器の操作等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取出口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））
- ・太陽光設備は本事業で新設する非常用コンセント等から非常時出力できるよう導入すること。また、非常用コンセントの設置場所の詳細については、市及び施設管理者と協議の上、決定すること。

(カ) 発電電力の地産地消に資する取組の提案

※自家消費率（設備の発電電力量のうち施設で消費する電力量の割合）を示し、合わせて設備設置容量と自家消費率の見積りの根拠（考え方）を示すこと。なお、根拠には過積載率も考慮すること。

※余剰電力を逆潮流する場合は、市内で使用する取組を提案すること。なお、余剰電力を逆潮流する場合であっても、速やかに自家消費分の供給を開始できる措置をとること。

また、他の公共施設を余剰電力の供給先とする場合は、横浜市の入札制度及び電気事業法上の各制度を考慮した上で提案すること。

(キ) 対象施設への環境啓発に資する取組の提案

※対象の公共施設にて所有する端末からアクセスすることにより、必要に応じて発電データを閲覧できるようにするなど、環境啓発に資する取組を提案すること。

イ 事業遂行能力（様式5）

(ア) 事業実施体制図

※代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

(イ) 工事計画概要、実施体制、スケジュール

(ウ) 市内中小企業の活用

※中小受託事業者又は協力事業者の選定に当たっては、市内中小企業を優先して選定することとし、提案においては事業者が行う業務における市内中小企業の活用について次のうちから記載すること。

- ①工事総額における市内中小企業への発注割合が75%以上
- ②工事総額における市内中小企業への発注割合が50%以上75%未満
- ③工事総額における市内中小企業への発注割合が20%以上50%未満
- ④工事総額における市内中小企業への発注割合が20%未満

なお、工事総額は材料価格を含むものとする。

①～④のいずれかを記載し、受託候補者として特定された場合は、実施体制に市内中小企業を必ず含め、結果を市へ報告すること。

(エ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制、スケジュール

(オ) 代表事業者の経営状況（過去5か年）

※貸借対照表、損益計算書を添付し、営業利益率、流動比率、自己資本比率等を記載すること。

(カ) 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

※想定する補助金の活用等、事業費の低減策についても記載すること。

(キ) 故障、緊急時の対応・体制図

(ク) 事業実施中のリスクに対する対策

※損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

ウ チェックリスト（様式6）

様式6の記載項目について、様式4及び様式5に記載をしたものに○をつけ、また様式4に記載している項目の一部については、様式6にも抜粋し記載すること。

エ ワークライフバランス等に関する取組（様式7）

様式7に記載されている項目について、該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付すること。

オ 類似業務履行実績（様式8）

3(9)に該当する類似業務履行実績（2件）について、契約書又は協定書の写しを提出すること。また、仕様書の写し又は事業概要（様式8に記入）を提出すること。

カ 事業単価（様式9）

本事業における参考見積単価を記載すること。事業単価の考え方は業務説明資料5(3)の条件を満たした仕様とすること。補助金を活用する前提の単価を記載する場合は、活用想定補助金名及び補助率を記載すること。また、対象施設によって活用想定補助金が異なる場合は、対象施設数と補助金名をそれぞれ記載することとし、事業単価は本事業統一単価として算出すること。

キ 提案書の開示に係る意向申出書（様式10）

プロポーザル方式の実施に係る提案書の内容に対して、開示請求があった場合の取扱いについて意向を申し出ること。

(2) 用紙の大きさは原則 **A 4 縦版** とし、**電子データ（PDF 形式）へ様式ごとにしおりをつけて作成** すること。

(3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 提案は文書で簡潔に記載すること。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等は積極的に活用すること。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとする。

エ 多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

オ 様式3、4、5、8について、1ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。また、記入枠の大きさは必要に応じて変えること。

カ 提案書には、様式4表紙及び様式5事業実施体制図を除く全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。

## 7 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 8 提案書の提出

### (1) 提案書の提出

ア 提出書類 ・提案書(様式4~10)電子データ一式

イ 提出先 4(1)イと同じ

ウ 提出期限 令和8年7月31日(金)午後5時(必着)

エ 提出方法 電子メール(必ず提出先まで到達確認の電話連絡を行うこと。)

### (2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しない。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

オ 提案内容の変更は認められない。

## 9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行う。

(1) 実施日時 令和8年8月下旬から9月上旬頃

(2) 実施場所 横浜市庁舎

(3) 出席者 総括責任者を含む3名以下とすること。

### (4) その他

ア 時間等詳細については、参加者あてに別途通知する。

イ 提案書を基に、口頭で発表を行うこと。

ウ 提案者が多数の場合には、提案書にて書類選考を行い、4者程度を対象にヒアリングを行う。書類選考の結果については、提案者全員に書類選考の結果通知書を電子メールにて送付する。

書類選考で選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する

書類選考は、7評価基準を用いて評価を行う。

## 10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名称	資源循環局委託等業者第二選定委員会	令和8年度公共施設への再生可能エネルギー等導入事業に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	資源循環局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務部長</li> <li>・ 政策調整部長</li> <li>・ 家庭系廃棄物対策部長</li> <li>・ 事業系廃棄物対策部長</li> <li>・ 適正処理計画部長</li> <li>・ 総務課長</li> <li>・ 職員課長</li> <li>・ 業務課長</li> <li>・ 政策調整課長</li> <li>・ 資源循環推進課長</li> <li>・ 経理係長</li> </ul> 総務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約第二課委託契約係長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素社会移行推進部担当部長</li> <li>・ 資源循環局適正処理計画部長</li> <li>・ 資源循環局家庭系廃棄物対策部長</li> <li>・ 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課長</li> <li>・ 行財政局ファシリティマネジメント推進課担当課長</li> <li>・ 建築局保全推進課担当課長</li> <li>・ 建築局電気設備課長</li> </ul>

## 11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

- (1) 通知日 令和8年9月下旬頃に行う。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により特定されなかった理由の説明を求められることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先までに提出しなければならない。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱う。  
 ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に

複製を作成することがある。

- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできない。

### 13 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることもある。
- (2) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、契約条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。
- (3) 契約には横浜市有資格者名簿への登録を必須とするため、3(1)の資格要件に基づき適宜登録を行うこと。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は参加資格確認結果の通知日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

### 14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

### 15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
- 要する。
- (4) 本事業は、令和9年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。